

地域支援・医薬品供給対応体制加算について

当院では、患者様への安全で確実な医療の提供と、医薬品の安定供給を確保するため、厚生労働省の定める施設基準を満たし、「**地域支援・医薬品供給対応体制加算 3**」の届出を行っております。

当院における取り組みおよび対応体制は以下の通りです。

- ・ **後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進**

後発医薬品の使用促進に取り組み、品質・安全性・安定供給体制を評価した上で適切に選定しています。

- ・ **医薬品の供給不足時における対応体制**

全国的な医薬品の供給不足に対し、代替薬への変更や処方量の調整を行い、治療を継続できる体制を整えています。

- ・ **処方変更時等の十分な説明**

供給状況により薬剤の銘柄が変更となる場合は、医師または薬剤師より事前に十分な説明を行います。

ご理解とご協力をお願いいたします。

令和8年6月1日

津山中央記念病院 病院長